

令和4年度事業計画

～容リ制度一大変革に向けた対応と着実な再商品化事業の遂行～

(令和4年4月1日～令和5年3月31日)

公益財団法人 日本容器包装リサイクル協会

令和2年1月に国内で初の新型コロナウイルス感染が確認されて以来、約2年間、わが国は同感染症流行の波に幾度となく襲われてきた。

この間、新型コロナウイルスの感染拡大防止策を講じつつ、同時に需要の縮小等によって大きく低迷した経済の回復に向けた様々な取り組みが図られている。

産業界ではK字回復と称されるように、巣ごもり需要により好調な業種がある一方、移動制限の影響で売上が極端に減少している業種もあり、業況の二極化が顕著となっている。

また、新型コロナウイルスの感染拡大は、人の移動抑制と同時にデジタルトランスフォーメーション（DX）の進展をもたらし、経済と連関する社会、国民行動にも大きな変化をもたらした。

こうした中、政府は「経済財政運営と改革の基本方針2021」（以下、「基本方針2021」という）において、新たな成長の原動力として、①グリーン、②デジタル、③地方活性化、④子供・子育ての4点を掲げ、これら分野への投資促進やその基盤づくりを進め、潜在成長率を引き上げつつ民需主導の自律的な経済成長を実現することを目指している。

成長の原動力として第一に掲げられたのがグリーン社会の実現*であり、環境対策と経済政策の連動がかつてないほど重要性を増してきていることが示されている。

*2050年のカーボンニュートラルや2030年度温室効果ガス削減目標の実現等に向け、政府予算、税制、規制改革等を活用した民間部門の投資の喚起など

廃棄物リサイクルの分野においても、近年、国内外で様々な変革がもたらされている。

令和3年6月に「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」（以下、「プラスチック資源循環促進法」という）が公布され令和4年度からの施行が予定されており、同法に基づく具体的施策には、当協会が直接関わる事業も含まれている。

新たなスキームの特徴は、第一に、市町村が分別収集物の基準を満たすプラスチック使用製品廃棄物をプラスチック製容器包装と一括して、当協会に再商品化を委託できるとする点である。これは従来、容器包装に限定していた再商品化の対象を製品まで拡大するという点、そして、ガラスびん、PETボトル、紙製容器包装、プラスチック製容器包装という容器包装の用途に限定された素材毎にカテゴライズしていた対象を、プラスチックという原料に着目し新たなカテゴリーを導入したという点、この2点において大きな変革と言える。

第二は、プラスチック資源循環促進法に基づく再商品化は、その委託者と容器包装以外のプラスチック使用製品廃棄物の再商品化に係る費用負担者が市町村となり、プラスチック製容器包装廃棄物の再商品化が原則として特定事業者である点と異なる。また、国から

再商品化計画の認定を受ければ、入札という手続きを経ることなく同計画に記載の再商品化事業者による実施を委託することができ、分別収集物の選別・圧縮梱包の省略を可能としている。

プラスチック資源循環促進法は令和4年度以降開始予定であり、具体的施策が開始するのは令和5年度と予定されているため、その準備及び手続き等については令和4年度から適時的確に対応していくことを最重要課題として、協会の事業運営を行っていく。

このほか、新型コロナウイルス感染拡大の影響とともに経済・社会が大きく変化する中、容器包装リサイクルにおける重要な課題も顕在化してきている。

具体的には、ライフスタイルの変化に伴う再商品化製品の需要の縮小、再商品化技術の向上に伴う製品需要の変化、再商品化事業者の業況の二極化、登録再商品化事業者数の減少等の状況が見られる。

なお、素材に関わらず再商品化の現場では、新型コロナウイルスの感染拡大が、従業員の管理をはじめ事業場のマネジメントにも悪影響を与えていることが推察される。具体的には、安全に関する社内ミーティングが平常時のように実施できていない、工場に出勤する人数が制限される、発声を伴う安全確認作業が制限される等により、注意喚起・徹底がなされていないことがリスクに繋がることも考えられる。こうした再商品化の現場における安全衛生管理についても、改めて徹底と強化を事業者に働きかける。

以上のとおり、容器包装のリサイクルを取り巻く環境が変化し、様々な課題に直面する中、令和4年度は、それぞれの課題解決を図りつつ、新たな変革のステージへの第一歩を踏み出す年度であることを強く認識し対応していく必要がある。

具体的な取り組みについては下記のとおり。

記

1. 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律*再商品化の着実な実施

(*以下「容り法」という)

(1) 再商品化に係る委託料金と特定分別基準適合物の市町村別の量*

特定事業者等からの委託に基づき、下表①に掲げる再商品化委託単価に基づく再商品化委託料金を徴収し、②に定める量の特定分別基準適合物の再商品化を着実に実施する。

*容り法第25条において、指定法人は、事業計画書に特定分別基準適合物ごとに委託料金及び特定分別基準適合物の市町村別の量につき記載しなければならないと定められている。

① 特定分別基準適合物の素材別の再商品化委託単価

| 素 材 | | 再商品化委託単価 (円/トン) ※消費税は含まず | |
|-------------|------|--------------------------|-------------|
| | | 令和4年度再商品化 実施委託単価 | 令和3年度拠出委託単価 |
| ガラスびん | 無色 | 5,100 | 0 |
| | 茶色 | 7,200 | 0 |
| | その他色 | 23,600 | 0 |
| PETボトル | | 5,000 | 0 |
| 紙製容器包装 | | 14,000 | 0 |
| プラスチック製容器包装 | | 53,000 | 0 |

(注) 令和4年度再商品化実施委託単価及び令和3年度拠出委託単価は、令和3年10月に、素材ごとの各事業委員会、総務企画委員会での審議を経て臨時理事会において決定した単価。なお、令和3年度拠出委託単価については、「(2)市町村への資金拠出」参照。

② 特定分別基準適合物の市町村別の量

各市町村の分別収集計画に定められた令和4年度において得られる特定分別基準適合物ごとの量の見込みのうち、再商品化業務に関し、当該市町村との間で引き取り契約した量とする。

(2) 市町村への資金拠出

① 容り法第10条の2に基づく市町村への資金の拠出

容り法第10条の2に定める「市町村への資金拠出制度」に基づき、既定の算出方法により算定される令和3年度の拠出金を、令和4年9月末迄に当該市町村に拠出する。

② 有償入札に伴う市町村への資金の拠出

PETボトル及び紙製容器包装等の再商品化委託における有償入札に係る再商品化事業者に対し与信管理を厳格に行いつつ、有償入札による収入について該当する市町村に対し引取量と有償落札単価に基づき算定した資金を拠出する。

2. 再商品化事業の持続可能性確保に向けた取り組みの推進

(1) 再商品化事業におけるコストの適正化に向けた取り組み

容器包装リサイクルに係る社会全体のコストの低減・適正化に向けた取り組みを継続する。具体的には、再商品化事業者からの報告に基づく日常的な業務遂行状況の把握と現地検査によって適正な業務遂行を確保する。

また、プラスチック製容器包装の再商品化については、適正な再商品化の確保を図るため、プラスチック資源循環促進法に基づく新たなスキームも踏まえ入札制度等につき引き続き検討を行う。

(2) 再商品化能力・事業者の確保・拡充に向けた取り組み

新型コロナウイルス感染拡大の影響等による大幅な経済変動に伴う再商品化製品の需要縮小は、再商品化事業者の経営に大きな影響を及ぼしており、未だ事業環境は厳しい状況にある。

こうしたことは、当協会の4素材累計（延べ数）の登録事業者数にも表れ、直近10年間で約3分の2（292社⇒194社：▲98社）になるなど減少傾向に歯止めがかからない。

容器包装リサイクルを持続的に遂行していくためには、全国の市町村からの分別基準適合物引取量に対応した再商品化能力・事業者の確保が必要であり、そのための対策が急務である。具体的には、再商品化製品の需要の拡大、創出であり、再商品化製品を利用した製品に関する情報収集・提供を積極的に行うとともに国等に対し製品の販路拡大への支援を働きかける、などの取り組みを行う。

また、再商品化事業者の安定的な操業に資する取り組みとしては、諸手続における合理化・簡素化の一層の促進など業務負担の軽減、専門家による安全・環境等に関する助言や提案の拡充を図る。

(3) 再商品化事業に関する情報収集・把握の強化

従来から容器包装リサイクルを取り巻く環境の情報収集に努めてきたが、再商品化製品利用製品、バージン原料利用製品、各素材の原材料品などに関する市場動向、新たな再商品化製品・同利用製品の開発・販売情報などについても、より一層速く、広く、深く情報の収集・把握に努める。

その情報をもとに、再商品化事業者、再商品化製品利用事業者、市町村、特定事業者のそれぞれに想定される影響の把握を図り、再商品化事業の推進に役立てる。

また、日常的な業務報告だけでなく、アンケート調査や個別ヒアリング等を通じ、随時最新の状況を把握するように努める。

素材別の取り組みについては、以下のとおり。

- ① ガラスびんでは、受払い月報の精査、再商品化製品の利活用状況の把握などマストフローの管理強化に注力する。

特に、新型コロナウイルス感染拡大が製びんメーカーの販売低迷を招き、同業界に事業の縮小、撤退の動きが見られる中、再商品化事業者にも大きな影響が危惧され入札行動にも変化が生じる可能性が考えられるところであり、びん原料を製造する再商品化事業者の動向とともに、びんメーカーの生産・販売動向も逐次把握するように努める。

- ② PETボトルでは、プラスチック資源循環促進法に基づく具体的な施策に関する審議会等での検討等の情報を随時把握し、必要に応じて提言等の対応を図る。また、国内の使用済みPETボトルの排出量と処理能力、輸出動向等に関する情報収集・把握を行うとともに、アンケート調査等により再商品化製品利用事業者の需要

や製品に関する課題等の把握に努める。このほか、独自処理を行っている市町村に関し独自処理の理由を調査するとともに当協会ルートの再商品化のメリットの訴求を図る。

- ③ 紙製容器包装では、古紙の輸出動向や国内の古紙の需給状況を把握するとともに、紙製容器包装の需要予測のため、製紙会社及び再商品化事業者から随時ヒアリングを行うなど情報収集に努める。

また、市町村においては一部に新たな回収方法（雑紙として一括回収）を模索する動きが見られ、こうした動向も注視し必要に応じその影響と対応につき検討を行う。

- ④ プラスチック製容器包装では、再商品化製品の販売状況を把握・分析するとともに、再商品化製品利用事業者の需要サイドの情報（製品仕様など）や、残さ処理状況についても収集・把握し、入札制度の改善に向けた検討や再生処理事業者の新規参入・拡大に努める。

（４）分別基準適合物の品質向上に向けた調査と改善アプローチ

市町村から引き取る分別基準適合物の品質向上は、再商品化事業における業務の合理化、効率化に資するばかりでなく、残さ削減による収率改善、再商品化製品の販売量拡大、新商品開発等にもつながり、再商品化事業者の生産性向上を後押しすることにもなる。そして、これらは特定事業者が支払う再商品化実施委託料の低減にも寄与する。

こうしたことから引き続き、市町村から引取るベール（＝分別収集したものを圧縮梱包したもの）の品質調査を実施するとともに、同調査に基づく助言、提案、要請等の適切な改善アプローチに努める。

素材別の取り組みについては以下のとおり。

- ① ガラスびんでは、再生処理事業業者による品質調査を実施し、同事業者と市町村で改善に向けた協議を行うこととし、その後も改善が見られない場合には、協会と再生処理事業業者が市町村を訪問のうえ、改めて改善要請やアドバイスを行う。

加えて、混合収集を実施している市町村やその他色のガラスびんの混入が目立つ市町村には、ガラスびん3R促進協議会と共に訪問し、品質調査と品質改善要請を行うなどピンポイントでの対応を継続していく。

- ② PETボトルでは、引き続き「引き取り品質ガイドライン」の周知徹底を図る。

また、市町村の中間処理場における選別の状況を調査・把握し、混合収集を行っている市町村に対し、PETボトルの単独収集の促進に向けた働きかけを行う。

- ③ 紙製容器包装では、令和2年度品質調査ではDランク評価の市町村が2件あったがこれをゼロとすることを目標に、品質調査方法の厳格化とその周知徹底を行う。また、Dランク評価の市町村については品質調査への協会の立会いを継続するとともに、引取量が減少している市町村についてはその原因等をヒアリングし、市民への

啓発・広報活動の強化を求める。

- ④ プラスチック製容器包装では、容器包装比率が品質ガイドラインを著しく下回る市町村に、改善計画の立案・実行を依頼し再調査を実施する。

また、リチウムイオン電池等の混入に起因する発火トラブルが平成29年度の56件から令和元年度には301件に急増、令和2年度は285件と前年度より減少したものの、依然として予断を許さない状況にある。引き続き市町村や消費者に混入防止を呼び掛けるとともに、効果を上げている取り組み事例の紹介や市町村からの個別相談への対応を行う。

(その他リチウムイオン電池混入防止に関する取り組みについては、後段の「5. リチウムイオン電池等危険物混入トラブル防止への取り組み」参照)

(5) 現地検査等による再商品化業務の管理と更なる運用の改善

再商品化業務を適正に遂行すべく、再商品化事業者の業務状況を月次報告等で常に確認するとともに、令和2、3年度は新型コロナウイルス感染拡大の影響で必要最小限の範囲でしか実施できなかった現地検査を効果的、効率的に実施し、適切な管理の強化を図る。特に安全衛生管理については、新型コロナウイルス感染拡大に伴うコミュニケーションの希薄化等により、事業者の現場において平常時のように徹底されていない事例も見受けられ、改めて注意喚起と管理の強化を働きかけていく。

また不適正行為通報に対しては、迅速かつ的確な実態確認を行い、適切に対応する。

なお、事務局の業務方法・手順に関しては、第3回臨時監査（内部監査：令和2年度に実施）において確認された各事業部における業務内容、業務手順の改善を引き続き着実に実行するとともに、更なる業務の合理化、効率化を進める。

3. プラスチック資源循環に係る新たなスキームの構築とその運用に向けた準備

令和3年6月に公布されたプラスチック資源循環促進法に基づき、プラスチック製容器包装廃棄物とプラスチック使用製品廃棄物を一括で再商品化する仕組み（以下、「委託スキーム」という）、及び市町村と再商品化事業者が連携し作成した再商品化計画を国が認定し、同計画に基づく再商品化を当該市町村と事業者の契約によって実施する仕組み（以下、「認定スキーム」という）が導入されることとなる。

委託スキームにおいては、プラスチック製容器包装廃棄物に加えてプラスチック使用製品廃棄物（環境省令で定める基準に適合するものに限定）についても、当協会に再商品化を委託できるものとしている。また、認定スキームにおいても、分別収集物に含まれるプラスチック製容器包装廃棄物は容り法に定める分別基準適合物とみなし、容り法の規定が適用されるものとしている。

これら新たなスキームは、令和5年度から運用開始を予定している。そのため当協会としては、令和4年度から、従来の容器包装リサイクルに係る業務に加え、新たなスキームに係る①再商品化事業者の登録・入札・決定・契約、②市町村の引渡し申込・契約、③これら諸手続きに関連する諸規程、ガイドライン、マニュアル、書式等の整備、④コンピュ

ータシステムの改修、⑤説明会等の開催（市町村、再商品化事業者、特定事業者それぞれの主体別に適時適切に複数回予定）やホームページ等を活用した制度の周知・広報、⑥事務局体制の整備等に適時的確に対応していかなければならない。

したがって、新たなスキームの円滑な導入と運用開始に向けた上記の諸準備を着実に実行していく。また、諸準備においては、説明会等様々な方法で特定事業者をはじめとする関係者の理解を得つつ、主務省と連携を図り進めていく。

4. 不正行為等の防止と再商品化義務履行の促進

（1）不正・不適正行為の防止及び危機管理体制の強化

① 当協会の諸規程を遵守し、不正及び不適正行為に対しては「危機管理規程」「再商品化実施に関する不適正行為等に関する措置規程」等に基づく措置を機動的に発動する。

また、年度当初に作成する危機事象未然防止策について、進捗状況を四半期ごとに確認のうえ着実に実行し、危機管理体制を維持、強化する。なお、危機管理の対象となる事象が発生した場合には、速やかに危機管理委員会を開催し、弁護士など専門家とも連携のうえ、迅速かつ的確に対応する。

② 再商品化の実施に当たっては、再商品化事業者におけるコンプライアンス順守を働きかける。このため、月次報告等による生産実績等の確認、再商品化製品利用事業者からの受領証との照合など報告内容の適正性を確認するとともに、現地検査や財務状況の把握など多面的な対策を実行し、不適正行為の防止を図る。

③ 適格な再商品化事業者を確保すべく、再商品化事業者の登録判定会議において特別監査人による監査を行う。

④ 再商品化業務に係る情報漏洩防止に関しては、事務局において秘密情報管理規程や情報セキュリティポリシー、それらに基づく手続きルール等を徹底し、情報を厳格に管理、運用する。

⑤ 自然災害などの危機対応として策定した当協会のBCP（事業継続計画）に基づき、REINSバックアップサイト接続の定期的な確認作業を行うほか、事務局行動マニュアルに基づく災害時等の対応について、事務局内での徹底を図る。

（2）再商品化義務の不履行特定事業者へのアプローチの強化

① プラスチック資源循環促進法に基づく新たなスキーム導入に伴い、当協会が再商品化する対象に新たにプラスチック製品が含まれ、その再商品化の委託者として市町村が加わってくる。こうした状況において、再商品化に係るコストについては、特定事業者と市町村に適正に負担していただくことが必要である。

再商品化義務を負う全ての特定事業者には、その義務を果たしていただくべく、不

履行特定事業者（＝ただ乗り事業者）への対策を強化していく。不履行特定事業者へのフォローに必要な事業者リストを作成し、改めて主務省庁に提供のうえ点検・指導の強化を要請する。

また、各省庁及び各省庁の出先機関、更には商工会議所、商工会等からの対象事業者等の情報照会に対しては、迅速かつ的確なフォローを行うとともに、上記事業者リスト作成についてこれら機関の協力を仰ぐ。加えて関連する業界団体を通じて、業界別に傘下の会員企業への周知・啓発活動を強化していく。なお、当協会と再商品化委託契約を締結したにも拘わらず委託料を支払わない大口の特定事業者には、弁護士名による支払催告や必要に応じて訴訟提起を行うなど、再商品化義務の履行を強く促す。

- ② 再商品化義務には法的に時効がなく、過年度分の遡及申し込みを行おうとする特定事業者に対しては、最長で22年度分（平成12年度から令和3年度）の申し込みを働きかけることとなる。長期にわたる多額の委託料の一括納付が、事業者の義務履行の阻害要因の一つとなっているとの指摘もあることを踏まえ、引き続き分割払いの適用など運用面での工夫による義務履行の促進に取り組む。
- ③ 商工会議所及び商工会等の協力のもと、各地で開催する「容器包装リサイクル制度説明会・個別相談会」は、令和2、3年度においては新型コロナウイルスの影響で開催できずWEB上での情報提供に止まったが、令和4年度においては内容の一層の充実を図ったうえで開催し、より多くの参加を呼びかけ、効果的な容器包装リサイクル制度の浸透を図る。

5. リチウムイオン電池等危険物混入トラブル防止への取り組み

リチウムイオン電池等の混入による発火トラブルは、容器包装のリサイクル現場において事業の存続に影響を及ぼすほどの事例も見られ、依然として鎮静化する見通しも立たず予断を許さない状況にある。

これらトラブルの根本的な対策として、リチウムイオン電池を利用する小型家電製品製造事業者や小売事業者に対し、電池内蔵に関する表示の徹底や廃棄方法の整備・周知などの対策を要請していく。

また、環境省や地方自治体と連携し、効果的・先進的取り組み事例を全国の自治体に周知し取り組みの横展開を図る。さらには、協会と再商品化実施委託契約を締結している事業者が火災検知・消火設備を完備できるよう国に対し補助制度の創設を要望していく。

このほか、引き続き消費者と市町村に向けた禁忌品、危険物混入防止の周知活動を継続的に実施していく。

6. 容器包装リサイクルに関する啓発活動の展開と強化

(1) ホームページや機関紙等を通じた分かりやすい情報発信とコールセンターにおける問合せ対応力の強化

- ① 特定事業者、市町村、再商品化事業者、再商品化製品利用事業者などを対象に、ホームページ、会報誌、SNS等の多様な伝達手段を通じた効果的かつ合理的な情報発信を行う。
- ② プラスチック資源循環促進法とそれに基づく施策、新たなスキーム等に関する問い合わせが大幅に増えることが予想され、専用コンテンツの作成、外部情報とのリンクページなどホームページの改修準備を進めるとともに、コールセンターにおける問合せへの対応能力の強化（体制整備、ICT活用など）を図る。
- ③ ホームページについては、引き続きQ&A集や容り法百科事典、再商品化委託申し込みに関する各種情報・データ等の内容の一層の拡充を図りつつ、情報発信の対象を意識した見やすく分かりやすい構成、コンテンツ作りを進める。
- ④ 「容り協ニュース」（年3回・各8千部発刊）については、現場訪問等の取材を通じて、リサイクル現場の状況やリサイクルのゆくえ、SDGsにも貢献している特定事業者の3R推進への取り組みや市町村及び再商品化事業者における品質向上の事例など、具体的な情報を積極的に発信していく。
- ⑤ 年度毎の事業実績とその効果などを取りまとめた「年次レポート」（1万部発行）を発行、配布することで、再商品化事業関係者のみならずより多くの人々に、当協会の活動を理解していただき、意識の醸成、協力関係の構築・強化を図る。
- ⑥ 市町村を通じた市民向け啓発活動としては、当協会制作の動画「容器包装リサイクル1分間動画事典」等の、市町村ホームページへのリンクの設定や学校教育現場等での活用を図る。
- ⑦ 特定事業者に向けては、会議所ニュース（日本商工会議所発行）や経団連タイムスに令和5年度向け再商品化委託申し込みの広告を掲載し申し込みの拡充を図る。その他、当協会評議員団体等と連携し業界別の啓発活動を展開する。

(2) メディアやイベント等を活用した広報活動の積極展開

- ① マスメディア（新聞・テレビ・雑誌等）や様々なソーシャルメディアの活用による広報活動を積極的に展開し、容り法に基づく諸施策や昨今の課題、当協会が担う容器包装リサイクル業務の内容等について、社会一般の認知度向上を図る。
- ② 3R推進関係団体と連携し、相互の機関紙やイベント等を活用した広報活動を実施する。

(3) 各種説明会等による普及・啓発

- ① 再商品化事業の促進を図るべく、市町村向け説明会、特定事業者向け「容器包装リサイクル制度説明会・個別相談会」、再商品化事業者登録説明会、再商品化に関する入札説明会、再商品化業務手続に関する説明会など、各対象に適合した普及啓発活動を実施する。

特に、プラスチック資源循環促進法に基づく新たなスキームに関しては、国とも連携し、対象者のカテゴリ別に説明会を複数回開催するなど、きめ細かな周知、啓発を図る。

- ② 国や地方自治体、事業者団体、消費者団体等が主催する諸会合・セミナー等への当協会役職員の講師派遣を通じて、容器包装リサイクル制度のポイントとなる廃棄物排出抑制と再生利用の推進、市町村から当協会への分別基準適合物の引き渡しの促進、ただ乗り事業者対策の強化等について周知を図る。

また、日本商工会議所及び全国商工会連合会が主催する、各地商工会議所、商工会等事務局の容器包装リサイクル制度担当職員向け研修会へ講師を派遣し、委託契約締結の円滑化や拡大など再商品化事業の促進を図る。

(4) 各種関連事業への後援・協賛等

国や地方自治体あるいは関係団体が主催する容器包装リサイクルをはじめとする環境関連のイベント、事業等について、素材別のリサイクル推進協議会・促進協議会との連携を図りつつ後援、協賛、協力、出展等を行う。

7. 関係主体間の連携の強化

(1) 国内関係機関との連携強化

再商品化事業の円滑かつ着実な推進に向けて、特定事業者、再商品化事業者、再商品化製品利用事業者、消費者、市町村などの関係主体との一層の連携強化を図る。

具体的には、情報連絡会議（構成員：主務省庁、公益社団法人全国都市清掃会議及び当協会）につきその内容拡充を図りつつ定期的を開催するとともに、素材別のリサイクル団体等との情報交換や諸課題に関する検討・意見交換を積極的に行う。また、評議員団体、理事団体との意見交換等を通じて一層の情報共有、連携の強化を図り、再商品化事業の改善に役立てる。

(2) 海外関係機関との交流促進

今後の容器包装リサイクルの在り方を検討するうえでも、最新の海外の廃棄物、リサイクル事情を把握することは重要であり、諸外国のリサイクル関係機関との交流、情報交換等を適宜行う。

また、欧州への廃棄物リサイクル情勢に関する視察団を派遣し、リサイクル等に関する各国の取り組みや課題、リチウムイオン電池等禁忌品対策等につき調査し、当該国関

係機関とのネットワークを構築・強化しつつ、情報収集とその的確な発信、再商品化事業・業務への反映等今後の国内での対策の推進に努める。

また、海外から寄せられる「日本の容器包装リサイクル制度」に関する懇談、ヒアリング等の依頼については積極的に対応し、日本の容器包装リサイクル制度の周知・広報に努める。

8. 事務局における計画的、継続的な人材育成と ICT 活用の促進

(1) 事務局における人材の育成と能力の向上

近年の容器包装リサイクルを取り巻く環境変化等に伴い、当協会が対応すべき業務の内容、量、範囲が年々拡大してきている。特に、プラスチック資源循環促進法に基づく新たなスキームに適切に対応していくためには、役職員の能力の向上と知識、ノウハウの習得が不可欠であり、計画的、効果的な研修や勉強会の実施等により、人材の育成と生産性の向上に努める。

また、事務局体制、業務分担について検証し、必要に応じ見直しを行う。

(2) 特定事業者等からの意見・提案への積極対応

特定事業者、市町村、再商品化事業者及び消費者等からの意見、要望、提案、苦情等は、業務改善の重要な手掛かりであり、適宜、これら意見等についての対応と業務への反映を図る。また、再商品化事業者向け「不服申立て窓口」に寄せられた申立てについては、弁護士等と連携し、適切に対応する。

(3) ICT（情報通信技術）活用による業務の生産性向上

引き続き ICT の活用による業務の生産性向上、テレワークを含むワークスタイルの変革に取り組む。具体的には、オンライン会議の促進、テレワークの推進、ペーパーレス化、電子決裁・決済の促進などをさらに進めるとともに、教育研修の実施などを通じ、役職員の意識変革と ICT の徹底活用を図る。

9. 公益財団法人としてのガバナンスの向上とコンプライアンスの徹底

(1) ガバナンスの向上

業務執行の役割を担う「理事」、理事の業務執行を監督する役割を担う「評議員」、協会業務全体の監査権限を有する「監事」の三者が、各々の役割を十分認識することにより、相互の牽制機能が発揮される体制の維持・整備に努める。また、外部に対する説明責任を果たすべく、適正な情報公開を徹底し、透明性の高い組織運営に努める。

(2) コンプライアンスの徹底

「民による公益の増進」という公益法人制度の趣旨と当協会の目的、責務について、役職員の再認識を促し、事業の適正な運営を確保する。このため、コンプライアンス及びリ

スク・情報管理の意識向上に向けたセミナーや研修を適宜実施する。

また、当協会「内部監査規程」に基づき、事務局の法令遵守状況に関する書面監査を実施するとともに、臨時監査に基づく各事業部の業務改善等を引き続き着実に実行する。

以上